

平成 27 年 8 月 10 日

各市町村立小・中・特別支援学校長
川口市立県陽高等学校長（定時制） } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

標準報酬制導入に伴う休暇等による通勤手当の支給停止の報告について（通知）

日頃より適正な給与支給事務に御協力いただき、ありがとうございます。

平成 27 年 10 月の標準報酬制導入による等級・月額算定のため、休暇等により通勤手当が支給されない職員について、下記のとおり給与報告をお願いします。

記

1 通勤手当支給報告の入力種別の変更及び追加の理由

標準報酬制の導入に伴う移行期間（平成 27 年 6 月から 9 月まで）において、休暇等により、通勤手当が支給停止となっている職員については、その職員の給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む額）に 1.25 を乗じた額に基づき、標準報酬の等級及び月額が決定されます。

また、平成 27 年 10 月以降に休暇等の事由で通勤手当が停止となった場合、この停止事由による報酬の変動は随時改定（※）の対象としないこととされています。

現行システムでは、通勤手当が支給停止となった場合、①認定距離が 2 km 未満などの支給要件に該当しなくなった、②月の初日から末日まで全日数にわたって通勤しないことになった、という区分がありません。

については、通勤手当が支給停止となっている職員の停止事由を把握し、区別することが必要となったため、次の「2」に記載のとおり、通勤手当支給報告の入力種別の変更及び追加を行うものです。

※随時改定・・・昇給・昇格、諸手当の認定等により固定的給与（基本給、通勤手当など月等を単位として一定額が継続して支給されるもの）に変動があり、標準報酬月額が 2 等級以上変わる場合に実施する改定。休暇等の一時的な勤務状態による固定的給与の変動は改定の条件とならない。

2 小中学校県費事務システムにおける変更について

平成 27 年 9 月給与報告より、通勤手当支給報告の入力種別に「支給停止（休暇等による）」を追加します。

現在使用している「支給停止」については、「支給停止（転居・異動・派遣等による）」と名称を変更します。

3 報告の入力方法について

(1)「支給停止（休暇等による）」について

病気休暇、産前産後休暇、介護休暇、休職、大学院修学休業、育児休業、欠勤などの事由により、月の初日から末日まで全日数にわたって通勤しないことになった場合は、「**支給停止（休暇等による）**」により報告してください。

なお、一時的な出張、研修等により支給停止となる場合も、「**支給停止（休暇等による）**」により報告してください。

(2)「支給停止（転居・異動・派遣等による）」について

「**支給停止（転居・異動・派遣等による）**」は、主に転居、異動等により認定距離が2km未満になったなど、支給要件に該当しなくなった場合に選択してください。

なお、在外教育施設派遣、海外派遣により支給停止となる場合も、「**支給停止（転居・異動・派遣等による）**」により報告してください。

4 平成27年9月給与報告が必要となる職員について

(1) 平成27年9月以前から引き続き休暇等により通勤手当の支給がない職員

すでに、通勤手当の支給停止をしている職員については、改めて支給開始年月を「平成27年9月」として、「**支給停止（休暇等による）**」を報告してください。

【例1】平成27年4月から産前産後休暇を取得し、現在まで引き続いて育児休業中の職員で、すでに通勤手当の支給を停止している場合

入力種別：「**支給停止（休暇等による）**」

支給開始年月：平成27年9月で入力。

【例2】平成26年6月から病気休暇を取得し、現在まで引き続いて病気休職中の職員で、すでに通勤手当の支給を停止している場合

入力種別：「**支給停止（休暇等による）**」

支給開始年月：平成27年9月で入力。

【例3】平成25年5月から産前産後休暇を取得し、そのまま引き続いて育児休業となったが、平成27年7月から再び産前産後休暇を取得している、というように引き続いて通勤手当の支給を停止している場合

入力種別：「**支給停止（休暇等による）**」

支給開始年月：平成27年9月で入力。

※注意事項

なお、9月給与報告で間に合わなかった場合は、10月の給与報告においても、入力種別を「**支給停止（休暇等による）**」、支給開始年月を「平成27年9月」として改めて報告してください。

【システムへの入力例】

通勤手当支給報告

所属所コード *	職員番号 *
51X51	990106
彩の国中学校	秩父 美園

入力種別 *	支給開始年月 *	支給終了年月
支給停止(休暇等による) 新規採用・異動
転居・経路変更等
支給停止(転居・異動・派遣等による) 支給停止(休暇等による)	平成 27 年 09 月	年 月

(2) 休暇等による通勤手当の支給停止をまだ報告していない職員

平成27年9月給与報告以降に支給停止の報告をする場合で、「支給停止(休暇等による)」に該当する職員は、支給停止となる該当月を入力のうえ、報告してください。

【例4】平成27年8月1日から病気休暇で、8月分からの通勤手当が支給停止となるが、まだ停止報告がされていない場合。

入力種別：「支給停止(休暇等による)」

支給開始年月：平成27年8月で入力。

入力種別 *	支給開始年月 *	支給終了年月
支給停止(休暇等による) 新規採用・異動
転居・経路変更等
支給停止(転居・異動・派遣等による) 支給停止(休暇等による)	平成 27 年 08 月	年 月

(3) 転居、異動、在外教育施設派遣、海外派遣により、通勤手当が支給されていない職員
通勤手当が支給停止になっていれば、報告不要です。

5 標準報酬の等級及び月額の確認について

標準報酬の等級及び月額については、平成27年10月分の給与支給明細書に記載されます。今回、「支給停止(休暇等による)」を報告した職員については、その職員の給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含む額)に1.25を乗じた額に基づき、標準報酬の等級及び月額が決定されます。標準報酬の等級が正しく決定されているか、給与支給明細書の記載の確認をお願いします。

6 平成27年10月以降に休暇等により通勤手当の支給がなくなる職員

支給停止となる該当月を入力のうえ、平成27年10月以降の給与報告で「支給停止（休暇等による）」の報告をしてください。

【例5】平成27年10月1日から産前産後休暇を取得し、通勤手当の支給がなくなる職員。

平成27年10月給与報告で下記のとおり報告する。

入力種別：「支給停止（休暇等による）」

支給開始年月：平成27年10月で入力。

※産前産後休暇に引き続き、育児休業となり支給停止が続く場合など、休暇に引き続いて休職・休業となり、支給停止が続く場合は、改めて「支給停止（休暇等による）」の報告をしていただく必要はありません。

入力種別 *	支給開始年月 *	支給終了年月
支給停止(休暇等による) ▼	平成 ▼ 27年 10月	▼ 年 ▼ 月
新規採用・異動		
転居・経路変更等		
支給停止(転居・異動・派遣等による)		
支給停止(休暇等による)		

担当

今回の通勤手当の支給停止報告の入力方法について

教育局教育総務部教職員課・給与支給・システム管理担当：048-830-6671

標準報酬制について

教育局教育総務部福利課・経理担当：048-830-6691